

一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、企業、消費者、NPO法人等と力を合わせ、国産材の利用促進活動を通じて、日本の森林・林業を再生することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 日本の森林及び林業再生における国産材の活用意義についての普及啓発
2. 国産材の利用拡大運動に関する企画及び実施
3. 国産材の利用拡大に関する調査研究及び技術開発
4. 活動報告会や講演会等のイベントの開催
5. その他国産材の利用拡大に必要な事業
6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 当法人の運営に参加するために入社した林業・木材関係の個人又は団体
 2. 賛助会員 当法人の趣旨に賛同して入社した林業・木材関係の個人又は団体
 3. 特別会員 当法人の趣旨に賛同して入社した林業・木材関係以外の個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第6条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。

5. 総社員の同意があったとき。
- 2 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。正会員は社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定により、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
2. 会員の除名
3. 役員の選任及び解任
4. 役員の報酬の額又はその規定
5. 各事業年度の決算報告

6. 定款の変更
7. 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
8. 解散
9. 合併並びに事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
10. 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第20条 当法人には理事3名以上を置く。

(選任等)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらに準ずるものとして当該理事と政令で定めるその他特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第23条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	前田直登	島田泰助	飛山龍一
設立時代表理事	前田直登		

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都江東区越中島3丁目6番2-503号
設立時社員 前田直登

住 所 東京都町田市玉川学園2丁目2番19号
設立時社員 島田泰助

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会設立のため、設立時社員前田直登外1名の定款作成代理人小林章浩は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年8月9日

設立時社員 前田直登 島田泰助

上記設立時社員2名の定款作成代理人

住所 東京都新宿区北新宿3丁目2番16-1006号

氏名 行政書士 小林 章浩